

平成24年小野町議会第2回臨時会

議事日程(第1号)

平成24年5月25日(金曜日)午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 議案第45号 平成23年度小野町一般会計補正予算(第9号)の専決処分の承認を求めることについて
〔上程、説明、質疑、討論、採決〕
- 日程第 5 議案第46号 小野町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて
〔上程、説明、質疑、討論、採決。以下日程第6まで同じ〕
- 日程第 6 議案第47号 小野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 7 議案第48号 平成24年度小野町一般会計補正予算(第1号)
〔上程、説明、質疑、討論、採決〕
- 日程第 8 議案第49号 小野中学校プール災害復旧工事請負契約の締結について
〔上程、説明、質疑、討論、採決〕

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(12名)

1番	会田明生君	2番	吉田康市君
3番	竹川里志君	4番	宗像芳男君
5番	田村弘文君	6番	籠田良作君
7番	宇佐見留男君	8番	水野正廣君
9番	遠藤英信君	10番	佐強登君
11番	久野峻君	12番	村上昭正君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長 穴戸良三君 副町長 大江賢一君

教 育 長	矢 内 今 朝 見 君	総 務 課 長 兼 会 計 管 理 者 兼 出 納 室 長	佐 藤 喜 春 君
税 務 課 長	宗 像 利 男 君	町 民 生 活 課 長	吉 田 浩 祥 君
農 林 振 興 課 長 兼 農 業 委 員 会 長 事 務 局 長	藤 井 義 仁 君	教 育 課 長	村 上 春 吉 君

職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	先 崎 幸 雄	書	記 味 原 広 一
書	記 新 田 徹	書	記 先 崎 悟

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○議長（村上昭正君） ただいまから平成24年小野町議会第2回臨時会を開会いたします。

◎開議の宣告

○議長（村上昭正君） ただいま出席している議員は12名で定足数に達しており、会議は成立いたしました。
直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（村上昭正君） 本日の議事日程はお手元に配布のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（村上昭正君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員に、会議規則第118条の規定により、議長において、
5番 田村弘文 議員
6番 籠田良作 議員
を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（村上昭正君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。
議会運営委員長の報告を求めます。
議会運営委員長。
7番、宇佐見留男議会運営委員長。

〔議会運営委員会委員長 宇佐見留男君登壇〕

○議会運営委員会委員長（宇佐見留男君） 本日、午前9時より開催した議会運営委員会の結果について、ご報告いたします。

本臨時会の会期については、本日1日限りとすることに決定いたしました。

以上をもって報告いたします。

○議長（村上昭正君） お諮りいたします。この臨時会の会期を議会運営委員長報告のとおり本日限りとする
ことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） ご異議なしと認めます。

したがって、会期は本日限りと決定いたしました。

会期日程についてはお手元に配布のとおりであります。

◎諸般の報告

○議長（村上昭正君） 日程第3、諸般の報告を行います。

地方自治法第121条の規定に基づき出席を求めましたのは、町長、教育委員会委員長、農業委員会会長であ
り、その委任を受けました者の名簿はお手元に配布のとおりであります。

◎議案第45号の上程

○議長（村上昭正君） 議案の上程を行います。

日程第4、議案第45号 平成23年度小野町一般会計補正予算（第9号）の専決処分の承認を求めることにつ
いてを議題といたします。

事務局長に朗読させます。

事務局長。

先崎事務局長。

〔議会事務局長朗読〕

◎議案第45号の説明

○議長（村上昭正君） 町長の提案理由の説明を求めます。

町長。

宍戸町長。

〔町長 宍戸良三君登壇〕

○町長（宍戸良三君） 本日ここに、平成24年小野町議会第2回臨時会を招集いたしましたところ、議員各位に

は公私ご多忙の中、ご出席を賜り衷心より感謝申し上げます。

本臨時会にご提案申し上げる案件につきましては、平成23年度一般会計補正予算の専決処分の承認ほか2件の専決処分の承認案件、計3議案、平成24年度一般会計補正予算1件、工事請負契約締結1件、計2議案、合計5議案であります。

いずれも町政執行上、緊急かつ重要な案件でありますことから、臨時会を招集申し上げたところであります。よろしくお願ひ申し上げます。

それでは提出案件につきまして提案の理由を申し上げます。

議案第45号 平成23年度小野町一般会計補正予算（第9号）の専決処分の承認を求めることについて、ご説明をいたします。

本議案につきましては、本年3月、平成24年第1回定例会の平成23年度の各会計の補正予算議決後におきまして、特別交付税及び震災復興特別交付税の額の確定により補正予算の編成が緊急に必要となったため、3月31日、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告し承認を求めるものであります。

内容といたしましては、平成23年度小野町一般会計につきまして、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ6,040万5,000円を追加し、総額を58億8,189万9,000円とするものであります。

歳入につきましては、地方交付税で2億9,180万5,000円の増額、町債におきましては、土木債、災害復旧債、緊急防災・減災事業債につきまして、震災復興特別交付税を該当事業費に充当したことから、2億3,140万円の減額、歳入補正総額で6,040万5,000円を増額したものであり、歳出につきましては、諸支出金におきまして基金費に6,000万円、予備費に40万5,000円、歳出補正総額6,040万5,000円を増額したものであります。

また、繰越明許費におきまして、衛生費につきまして、災害等廃棄物処理事業に1億4,230万9,000円、田村広域一般廃棄物最終処分場負担金事業に1,064万2,000円を追加したものであります。

以上、議案第45号 平成23年度一般会計補正予算の専決処分の承認案件につきまして、ご説明を申し上げましたが、慎重ご審議の上、ご承認を賜りますようお願いを申し上げます、提案の説明といたします。

よろしくお願ひいたします。

◎議案第45号の質疑

○議長（村上昭正君） 議案に対する質疑を行います。

議案第45号 平成23年度小野町一般会計補正予算（第9号）の専決処分の承認を求めることについて、質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） 質疑なしと認めます。

したがって、議案第45号について質疑を終わります。

◎議案第45号の討論

○議長（村上昭正君） 続いて、討論を行います。

議案第45号を討論に付します。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） 討論なしと認めます。

したがって、議案第45号の討論を終わります。

◎議案第45号の採決

○議長（村上昭正君） 次に、議案の採決を行います。

議案第45号 平成23年度小野町一般会計補正予算（第9号）の専決処分の承認を求めることについてお諮りいたします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第45号については原案のとおり承認することに決定いたしました。

◎議案第46号及び議案第47号の上程

○議長（村上昭正君） 日程第5、議案第46号 小野町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて及び日程第6、議案第47号 小野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについての2議案を一括して議題といたします。

事務局長に朗読させます。

事務局長。

先崎事務局長。

〔議会議務局長朗読〕

◎議案第46号及び議案第47号の説明

○議長（村上昭正君） 町長の提案理由の説明を求めます。

町長。

宍戸町長。

〔町長 宍戸良三君登壇〕

○町長（宍戸良三君） 議案第46号 小野町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについてであります。本案は、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律が、平成24年3月31日に公布、4月1日に施行されたことに伴い、緊急に条例の一部を改正する必要性が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定により3月31日に専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告をし、承認を求めるものであります。

改正の概要といたしましては、新築住宅に係る固定資産税の減額措置を2年延長するほか、住宅用地特例も現行制度を継続しつつ、住宅用地に係る据え置き特例を、経過的措置を講じながら、平成26年度に廃止することなどの改正を中心に、関係条文の整理を行い、平成24年4月1日から施行したものであります。

議案第47号 小野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについてであります。本案は、地方税法の一部を改正する法律が、平成24年3月31日に公布、4月1日に施行されたことに伴い、緊急に条例の一部を改正する必要性が生じたため、前議案同様、地方自治法第179条第1項の規定により3月31日に専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告をし、承認を求めるものであります。

改正の概要であります。地方税法におきまして、東日本大震災に係る被災者居住用財産の敷地に関して、譲渡期限の延長の特例が規定されたことから、関係条文を改正したものであり、平成24年4月1日から施行したものであります。

以上、議案第46号から議案第47号、条例専決承認案件2案件のご説明を申し上げましたが、慎重ご審議の上、ご承認を賜りますようお願いを申し上げまして、提案の説明といたします。

よろしく願いいたします。

◎議案第46号及び議案第47号の質疑

○議長（村上昭正君） 議案に対する質疑を行います。

議案第46号 小野町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて及び議案第47号 小野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについての2議案について一括質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） 質疑なしと認めます。

したがって、議案第46号及び議案第47号の2議案について質疑を終わります。

◎議案第46号及び議案第47号の討論

○議長（村上昭正君） 続いて、討論を行います。

議案第46号及び議案第47号の2議案を一括討論に付します。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） 討論なしと認めます。

したがって、議案第46号及び議案第47号の討論を終わります。

◎議案第46号及び議案第47号の採決

○議長（村上昭正君） 次に、議案の採決を行います。

議案第46号 小野町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて及び議案第47号 小野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについての2議案についてお諮りいたします。本案は、それぞれ原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第46号及び議案第47号の2議案については、それぞれ原案のとおり承認されました。

◎議案第48号の上程

○議長（村上昭正君） 日程第7、議案第48号 平成24年度小野町一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

事務局長に朗読させます。

事務局長。

先崎事務局長。

〔議会議務局長朗読〕

◎議案第48号の説明

○議長（村上昭正君） 町長の提案理由の説明を求めます。

町長。

宍戸町長。

〔町長 宍戸良三君登壇〕

○町長（宍戸良三君） 議案第48号 平成24年度小野町一般会計補正予算（第1号）についてご説明を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,900万円を追加し、歳入歳出予算の総額を41億3,400万円とするものであります。

本案につきましては、東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う放射能被害による、畜産に関する自給飼料の利用自粛につきまして、反転耕、耕起による草地の更新を行い改善を図るため、委託による草地の再生を行い、畜産農家の負担軽減と継続的自給飼料の確保を図るための補正、また稲作に関しまして、国や福島県よりカリ質肥料によるセシウム等の吸収抑制技術が公表されたことから、カリ質肥料の施用を行った農家に対し補助金を交付し、小野町から生産される米の安全・安心を確保するための補正予算であり、いずれも早急に施行を要することから、今回ご提案申し上げたところであります。

内容といたしましては、歳入につきましては、繰入金、基金繰入金におきまして、財政調整基金繰入金を1億1,900万円増額し、歳出につきましては、農業費、畜産業費におきまして、自給飼料生産農地再生事業委託料に1億1,258万5,000円、水田農業振興事業費におきまして、放射性物質吸着抑制対策事業補助金に689万3,000円をそれぞれ増額し、予備費につきましては47万8,000円を減額し、歳入歳出予算における収支調整を行ったものであります。

以上、議案第48号 平成24年度一般会計補正予算につきましてご説明を申し上げましたが、詳細につきましては副町長以下担当課長に説明をいたさせますので、慎重ご審議の上、ご議決を賜りますようお願いを申し上げます。提案の説明といたします。

よろしく願いいたします。

◎議案第48号の質疑

○議長（村上昭正君） 議案に対する質疑を行います。

議案第48号 平成24年度小野町一般会計補正予算（第1号）について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） 質疑なしと認めます。

したがって、議案第48号について質疑を終わります。

◎議案第48号の討論

○議長（村上昭正君） 続いて、討論を行います。

議案第48号を討論に付します。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） 討論なしと認めます。

したがって、議案第48号の討論を終わります。

◎議案第48号の採決

○議長（村上昭正君） 次に、議案の採決を行います。

議案第48号 平成24年度小野町一般会計補正予算（第1号）についてお諮りいたします。本案は、それぞれ原案のとおり決定することに賛成する議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（村上昭正君） 起立全員であります。

したがって、議案第48号については、原案のとおり可決されました。

◎議案第49号の上程

○議長（村上昭正君） 日程第8、議案第49号 小野中学校プール災害復旧工事請負契約の締結についてを議題といたします。

事務局長に朗読させます。

事務局長。

先崎事務局長。

〔議会事務局長朗読〕

◎議案第49号の説明

○議長（村上昭正君） 町長の提案理由の説明を求めます。

町長。

宍戸町長。

〔町長 宍戸良三君登壇〕

○町長（宍戸良三君） 議案第49号 小野中学校プール災害復旧工事請負契約の締結についてであります、東日本大震災に起因し当該施設が被災したことから、災害復旧事業といたしまして、本年10月中旬を目途として実施するものであります。

工事内容につきましては、同校プールの建設一式を実施するものでありまして、地方自治法第234条の規定に基づき、指名競争入札により、株式会社トリアス小野支社及び株式会社オオバ工務店ほか町外業者8社、合計10社を指名し、5月21日に入札執行した結果、1億2,862万5,000円をもって、株式会社トリアス小野支社が落札したものであります。

予定価格が5,000万円以上であることから、契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものであります。

以上、議案第49号 工事請負契約案件のご説明を申し上げましたが、詳細につきましては、副町長以下担当課長に説明いたさせますので、慎重審議の上、ご議決を賜りますようお願いを申し上げまして、提案の説明といたします。

よろしく願いいたします。

◎議案第49号の質疑

○議長（村上昭正君） 議案に対する質疑を行います。

議案第49号 小野中学校プール災害復旧工事請負契約の締結について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

5番、田村弘文議員。

○5番（田村弘文君） 1つだけお伺いたします。

今回トリアスさんと契約するということになっておるわけなんです、トリアスさんについては以前の経過がございますので、この契約に対しての契約の保証内容についてお伺いしておきます。

契約保証というか、もしくはそのほかの保証会社による保証を受けるのか、その件についてお伺いいたします。

○議長（村上昭正君） 町長。

宍戸町長。

○町長（宍戸良三君） 契約内容の条件等についてであります、担当の教育課長に説明をいたさせます。

○議長（村上昭正君） 教育課長。

村上教育課長。

○教育課長（村上春吉君） 5番、田村議員のご質問にお答えします。

契約の相手方トリアスとの件でございますが、ご議決をちょうだいいたしましたのちに本契約とさせていただきます。その際、保証等につきまして、十分に検討をさせていただきたいと考えております。

よろしく申し上げます。

以上であります。

○議長（村上昭正君） そのほか質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） 質疑なしと認めます。

したがって、議案第49号について質疑を終わります。

◎議案第49号の討論

○議長（村上昭正君） 続いて、討論を行います。

議案第49号を討論に付します。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） 討論なしと認めます。

したがって、議案第49号の討論を終わります。

◎議案第49号の採決

○議長（村上昭正君） 次に、議案の採決を行います。

議案第49号 小野中学校プール災害復旧工事請負契約の締結についてお諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第49号については、原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（村上昭正君） 以上で、本臨時会に付議された事件はすべて終了いたしました。

これをもって、平成24年小野町議会第2回臨時会を閉会といたします。

閉会 午前10時27分